

航空法に基づく産業用マルチローターの農薬等の空中散布等に関する 許可・承認の代行申請手続き要領

制定 令和5年9月22日 5農航発第293号

産業用マルチローターを用いた空中散布を行うにあたって「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ）（平成27年11月17日国空航第684号、国空機第293号 国土交通省航空局長）（以下、「審査要領」という。）」に基づく許可・承認の手続きが必要となります。空中散布の実施に当たり、一般社団法人農林水産航空協会（以下、「農水協」という。）へ許可・承認の代行申請を依頼する場合には、以下の内容をご確認のうえご依頼いただきますようお願いいたします。

1. 代行申請の概要

○代行申請の種類および対象者

申請を行うにあたって、防除実施者および整備士等の実際に業務を行う者を対象にした①防除等実施計画と、教習や講習に携わる教官・講師等や、飛行訓練が必要な新規入所者・機体拡張希望者および受講者等を対象にした②教習・講習実施計画の2種類の申請を行います。なお申請は紙媒体または電子申請で行い、原則、新規申請とさせていただきます。

①防除等実施計画・・・対象：防除実施者、整備士、（教官等）

②教習・講習実施計画・・・対象：教官等、新規入所者などの教習等受講者

○代行申請依頼を行う際に必要な情報

飛行の許可・承認を取得する方は、氏名、住所、飛行させるマルチローター（名称、登録記号、製造番号等）、操縦者の飛行実績などの情報が必要となります。詳細は各様式の記入例を確認してください。

なお、代行申請の対象となる機体は、登録記号（JU+10 桁番号）を取得した農水協が管理する機体（性能確認を受けている機体または審査要領に規定する飛行の安全性に関する性能の審査に必要な情報の提供がなされた機体等）となります。加えて、農水協の登録管理（農水協が発行する登録記号のステッカー貼付を含む）および整備点検の確認を受けていることも条件となります。

○許可・承認申請内容について

「人又は家屋の密集している地域の上空での飛行」、「人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行」、「物件投下」および「危険物の輸送」について許可・承認の申請を行い、原則として「夜間飛行」についての申請は行いません。防除現場においては、農薬散布飛行の前に、機体・散布装置の点検、散布ほ場、除外区域、使用農薬の確認、

散布液の調合、飛行ルートの設定等を行い、散布飛行はその地域の日の出時刻を見計らうなどして行うようにしてください。そのほかの許可・承認が必要な飛行を行う場合には別途、許可・承認を取得する必要がありますことをご承知ください。

○許可・承認の期間等について

- ①防除等実施計画 : 3月1日から翌年2月末までの1年間
- ②教習・講習実施計画: 許可・承認日から最大1年間

○農水協へ代行申請依頼を行う期日について

農水協は東京航空局への新規・変更の代行申請を原則、金曜日に行います。また、許可・承認書が交付されるまでの期間の目安としては、農水協が東京航空局に代行申請してから10開庁日以降となります。そのため、農水協への代行申請依頼を行う場合には、以上を考慮したうえで、期日に余裕をもってご依頼いただくようお願いします。

○飛行させる場所

各代行申請によって飛行が可能な場所は以下のとおりです。

- ①防除等実施計画 : 日本全国（農用地等）
- ②教習・講習実施計画: 申請時に農水協が指定した教習施設が定める場所など

○飛行マニュアルについて

原則として、国交省が発行する「国土交通省航空局標準マニュアル（空中散布）」を使用します。

○散布飛行を行うにあたっての義務について

令和4年12月5日の改正航空法の施行により、従前は許可・承認の条件となっていた作業や手続きが制度化され、①飛行計画の通報、②飛行日誌の作成、③事故報告および④救護義務が法的義務となりました。①および②は許可・承認が必要な飛行である特定飛行を行った場合に必要な作業であり、農薬散布等を行う防除等の業務や、散布訓練などの教習を行う場合に必須の作業となります。詳細は後述します。

2. 防除等に係る許可・承認申請（防除等実施計画）

認定整備事業所は、防除や整備等の業務に関する飛行に係る許可・承認の代行申請を農水協に依頼する場合は、「防除等実施計画代行申請依頼書（様式1）」に入力例を参考に必要事項を取りまとめ12月末までに農水協宛てに代行申請依頼をしてください。これをもとに1年間の包括申請を行います。

許可・承認を取得した場合は、許可・承認書の記載事項（許可及び承認事項、許可等の期間、飛行の経路、無人航空機、無人航空機を飛行させる者、条件など）の範囲で翌年3月1日から翌々年2月末日まで飛行を行うことができます。入力に関する詳細は様式1の入力例に記載がありますのでそちらをご確認ください。

注意点として、新たにオペレーターや飛行させる機体が追加される場合には、その都度申請が必要となります。その際には様式1に追加されるオペレーターや機体を記載し、許可・承認書が交付されるまでの期間等を考慮したうえで、農水協宛てに代行申請依頼をしてください。それをもって農水協は代行申請を行います。その場合の許可・承認の期間は、許可・承認が下りた日から直近の2月末日までとなりますことをご了承ください。この飛行の期間は、3月1日以降に新たに飛行の許可・承認の代行申請を依頼される場合も同様となります。

なお、登録記号を持たない機体については、原則として農水協は代行申請を行えません。新規に導入する機体などで防除や完成検査等の飛行を行う場合には、あらかじめ登録記号を取得したうえで代行申請依頼を提出願います。登録記号を持たない機体で特定飛行を行う場合には、試験飛行届出番号を取得したうえで、許可・承認を取得する方法がありますが、登録記号を取得しないで機体を運用させたい場合には、機体製造者に問い合わせてください。

3. 教習・講習に関する許可・承認申請（教習・講習実施計画）

指定教習施設が、教官・講師等や、新規入所者・機体拡張希望者および受講者等の教習や講習に関わる者が行う飛行に係る許可・承認の代行申請を農水協に依頼する場合は、「教習・講習実施計画代行申請依頼書（様式2）」ならびに「飛行場所の住所・地図（別紙1）」に入力例を参考に必要事項を取りまとめ、許可・承認書が交付されるまでの期間等を考慮したうえで、農水協宛てに代行申請依頼をしてください。

許可・承認を取得した場合は、許可・承認書の記載事項（許可及び承認事項、許可等の期間、飛行の経路、無人航空機、無人航空機を飛行させる者、条件など）の範囲で許可・承認日から1年間、飛行を行うことができます。申請時に提出いただいた飛行場所以外での飛行はできませんので予めご了承ください。入力に関する詳細は様式2の入力例に記載がありますのでそちらをご確認ください。

なお、指定教習施設において教習を修了した入所者は、防除を行う場合には改めて飛行の許可・承認を取得する必要があります。農水協の代行申請を希望される場合には、様式

1 の入力例を参考に記載し、認定整備事業所等を通して農水協にあらためて代行申請依頼を行ってください。

様式 2 に基づく代行申請では、同一の許可・承認書で飛行計画の通報が行えるように、教官等と新規入所者等をまとめて申請いたします。許可・承認の期間は 1 年間ありますが、教官や講師の方のように恒常的に飛行させることがある場合は、2. により「防除等実施計画（様式 1）」に基づいた代行申請を利用していただくことも可能です。

4. 許可・承認を受けて飛行を行う場合の義務について

無人航空機を飛行させる際に、国土交通大臣の許可もしくは承認を受けて行う飛行である「特定飛行」を行う場合には、飛行計画の通報や飛行日誌の作成など、いくつかの手続きや作業を義務として行わなければなりません。農薬の空中散布においても、物件投下や危険物の輸送など特定飛行に該当する飛行方法で飛行させるため、必須の作業となります。以下に各手続きの概要を記載いたしますので、特定飛行に該当する場合には、怠らず作業を行うようにしてください。

(参照) 航空局ホームページ：<https://www.mlit.go.jp/koku/operation.html>

(1) 飛行計画の通報

無人航空機を特定飛行させる者または関係者が、事前に当該飛行の日時、経路などの事項を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報する制度です。この作業は原則として、ドローン情報基盤システム 2.0 (以下、「DIPS2.0」という。) にアクセスし、日時、操縦者、飛行させる機体および飛行予定の空域の情報などを入力・選択することで飛行計画の通報を行います。通報することで、航空機およびその他の無人航空機操縦者と飛行計画を共有し、安全運航に努めることを目的としています。ただし、システムが使用できない状況やインターネットでの操作が不慣れなため本作業が困難な場合等のやむをえない場合においては、国土交通省が提示している様式に記載し提出することで通報を行うことができます。

農林水産業における飛行計画の通報については、当協会が作成した「農薬等の空中散布における飛行計画の通報マニュアル (https://www.j3a.or.jp/business/airplane/manual_r50629.pdf)」を参考にしてください。

(2) 飛行日誌の作成

無人航空機を特定飛行させる者が、飛行の記録、機体の整備・改造などの情報を遅滞なく飛行日誌に記載しなければならない制度です。この飛行日誌に記載する内容は、飛行前後の機体の点検を行う①日常点検、実際に飛行を行った内容を記録する②飛行記録、定期的な点検や機体の整備等を行った場合に記録する③整備・点検記録があります。①および③では、メーカーが指定した項目および頻度で点検等を行い、②では特定飛行を行った場合に飛行の概要を記録する必要があります。個人で飛行日誌を用意される方やメーカー等が指定する様式がない場合には、「別添 農薬等の空中散布における飛行日誌様式」をご利用ください。

農林水産業における飛行日誌の作成については、当協会が作成した「農薬等の空中散布における飛行日誌記載概要 (https://www.j3a.or.jp/nisshi_r050610.pdf)」を参考にしてください。

(3) 事故等の報告

無人航空機に関する事故または重大インシデントが発生した場合、当該無人航空機を飛行させる者または関係者が、ただちに飛行を中止し、当該事故または重大インシデントが発生した日時および場所などを国土交通大臣に報告しなければならない制度です。この作業は原則として、DIPS2.0にアクセスし事故の概要等を入力・選択することで事故等の報告を行います。(1)に記載したように、やむをえない場合においては、国土交通省が提示している様式に記載し提出することで事故等の報告を行うことができます。

農林水産業における事故等の報告については、当協会が作成した「農薬等の空中散布における事故等の報告について (https://www.j3a.or.jp/business/airplane/jiko-reprt_230911.pdf)」を参考にしてください。

(4) 救護義務

無人航空機に関する事故または重大インシデントが発生した場合、当該無人航空機を飛行させる者は、ただちに飛行を中止し負傷者を救護しなければならない制度です。操縦者ならびに関係者は、事故等の状況に応じ、危険や被害の拡大を防止するために必要な措置を講じる必要があります。具体的な例としては、負傷者の救護（救急車の要請含む）、消防への連絡や消火活動ならびに警察への事故の概要の報告などが挙げられ、事故に該当する場合に限らず、必要と認められる場合には救護活動を行うようにしてください。

(様式1)

(一社) 農林水産航空協会
会長 殿

年 月 日

住所
認定整備事業所名
管理責任者 氏名

防除等実施計画代行申請依頼書

航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号に基づく
国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行業を依頼します。

操縦者情報				無人航空機の飛行実績※3				備考		
団体名	飛行させる者	飛行させる者の住所	認定証番号※1	機体名称	機体情報※2 登録記号 (JU-10桁)	製造番号または 登録番号	総飛行 時間 (時間)		夜間 飛行 (時間)	目視外 飛行 (時間)

※1: 所有している認定証の番号を入力してください。

※2: 技能認定証に記載がある操縦者が飛行させる可能性のある機体を全て記載してください。

※3: 総飛行時間および物件投下経験は、必須で入力してください。審査要領において、許可・承認を取得する際に必要とされる能力は総飛行時間10時間以上が、物件投下の許可・承認取得には物件投下経験が5回以上と記載されています。

(様式1)

入力例

(一社) 農林水産航空協会
会長 殿

入力をする際には、セルの結合を行わず「セルごと」に入力する等、**黄色のセルに入力してください。**

住所 ○○県■■口市△△1-2-3-4-5
○年 ◇月 △日
認定整備事業所名 空中散布整備事業所
管理責任者 氏名 防除 一部

防除等実施計画代行申請依頼書

航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号に基づき国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行業を依頼します。

控内の入力または記入をわかって押印を不要とする。

操縦者情報			機体情報※2				無人航空機の飛行実績※3				備考
防除実施団体	飛行させる者	飛行させる者の住所	認定証番号※1	機体名称	登録記号 (JU+10桁)	製造番号または登録番号	総飛行時間 (時間)	夜間飛行時間 (時間)	目録外飛行時間 (時間)	物件投下経験 (回)	
(株) Kuusan	農林 太郎	○県口市1111	2018-M0000	NSK-1	JU3227234567	1234	3210			6543	
	航空 次郎	○県口市2222	2018-M5555	NSK-1	JU3227234567	1234	1234			19	
個人	空中 花子	○県口市3333	2018-M9999	NSK-1, NSK-2	JU3227654321, JU32223456789	N-A12345, 4444	10			5	<p>○無人航空機の飛行実績 飛行実績についてそれぞれの項目へ記入を必ずお願します。 なお、審査要領において無人航空機を飛行させる必要と能力として総飛行時間「10」時間以上、物件投下の許可・承認を取得するにあたって物件投下経験「5」回以上と記載があります。</p>
	散布 丸子	○県口市4444	2019-M0000	NSK-2	JU3223456789		1234			5678	
	航空 三郎	○県口市5555	2019-M9999	2019-M0000	NSK-1, NSK-2, NSK-3	JU3221234567, JU32223456789, JU3223456785		99		333	
空散組合	航空 四郎	○県口市6666	2019-M9876	NSK-4, NSK-5	JU3223456543, JU32223456545		10			5	

操縦者情報

- 防除実施団体
所属する防除実施団体がある場合は記入してください。防除に携わらない場合や、実施団体名が無い場合には未記入で構いません。
- 飛行させる者
飛行の許可・承認が必要な方の氏名のみ記入してください。
- 技能認定証番号
「飛行させる者」が有する技能認定証番号を必ず記入してください。申請中あれば「申請中」と記載願います。
- 飛行させる者の住所
「飛行させる者」の住所を記入してください。

機体情報

- 機体名称
技能認定証に記載がある機種のうち飛行させる可能性のある機種をすべて記入してください。
- 登録記号
記載する可能性のある機体の登録記号をすべて記入してください。
記入する際は「JU+10桁」の番号の記入例の様にお願いします。なお、機体数が膨大になる場合には「別添1参照」と記載いただき、「別添1機体一覧」に記載願います。この場合、OPと機体の紐づけは不要です。
- 製造番号または登録番号
当協会に登録記号を付していない場合や、新規機体の場合には必須で記載願います。

※1: 所有している認定証の番号を入力してください。

※2: 技能認定証に記載がある操縦者が飛行させる可能性のある機体を記載してください。

※3: 総飛行時間および物件投下経験は、必須で入力してください。審査要領において、許可・承認を取得する際に必要とされる能力は総飛行時間10時間以上が、物件投下の許可・承認取得には物件投下経験が5回以上と記載されています。

(様式2)

(一社) 農林水産航空協会 会長 殿

住所

年 月 日

指定教習施設名
管理責任者 氏名

教習・講習実施計画代行申請依頼書

航空法第132条の85第2項及び第4項第2号並びに第132条の86第3項及び第5項第2号に基づく
国土交通大臣の許可又は承認の申請に当たり、添付書類を添えてその代行を依頼します。

飛行させる者	操縦者情報		機体情報※2			無人航空機の飛行実績※3			備考 ※4
	飛行させる者の住所	技能認定証 番号※1	機体名称	登録記号	総飛行 時間 (時間)	夜間 飛行 (時間)	目視外 飛行 (時間)	物件投下 経験 (回)	

※1: 技能認定証を有している場合に入力してください。 ※2: 操縦者が飛行させる可能性のある機体を記載してください。

※3: 無人航空機の飛行実績が無い場合は、総飛行時間の欄のみ「0」と入力してください。他の欄への記入は不要です。

※4: その他記載事項があればここに記載してください。

入力例
(様式2)

(一社) 農林水産航空協会 会長 殿

令和 ○年 ○月 ○日

枠内の入力または記入をもって押印の代わりとします。

住所 ○○県■■口市△△1-2-3-4-5
指定教習施設名 ×○教習施設
管理責任者 氏名 入所 四郎

教習・講習実施計画代行申請依頼書

・入力をされる際には、セルの結合を行わず1セルごとに入力する等、様式通りに入力をお願いします。

飛行させる機体が決まっている場合は、教習所で取り扱う機体をすべて記入ください。

空法第132条第2項第2号又は第132条の2第2項第2号に基づく国土交通大臣の許可又は承認の内容を下表の通り申請しますので、その代行業を依頼します。

操縦者情報		機体情報※2				無人航空機の飛行実績※3			備考 ※4
飛行させる者	飛行させる者の住所	技能認定証 番号※1	機体名称	登録記号	総飛行 時間 (時間)	夜間 飛行 時間 (時間)	目視外 飛行 時間 (時間)	物件投下 経験 (回)	
農林 太郎	○県口市1111	2019-M0000	NSK-1	JUI234567890	0				
航空 次郎	○県口市2222		NSK-1、NSK-2	JUI234567890、JUI0987654321	4				
空中 花子	○県口市3333		NSK-1、NSK-2	JUI234567890、JUI0987654321	9				
教官 健太	○県口市4444		NSK-1、NSK-2	JUI234567890、JUI09876543	1000		1		3000 教官

○飛行させる者

飛行の許可・承認が必要な方の氏名のみ記入してください。
既に申請、許可・承認が下りている方は記載しないでください。

ただし、飛行計画の通報の兼ね合いから教官と入所者を同一の許可・承認書に記載するのであれば教官も記載願います。

○飛行させる者の住所
「飛行させる者」の住所を記入してください。

○技能認定証番号

「飛行させる者」が有する場合に技能認定証番号を記入してください。

○入所者の方の飛行実績の記入について

飛行経歴が全くない、初めての方の場合には総飛行時間「0」と記入し、その他の欄への記入は不要です。
訓練としての飛行のため、飛行実績が無くとも問題はありませぬ。

飛行の経歴(無人ヘリ経歴、空撮など)がある場合には、教習内容に若干の変更があることが予想されますので、該当する項目に記載願います。審査要領において無人航空機を飛行させるにあたって、必要な能力として総飛行時間「10」時間以上、物件投下の許可・承認を取得するにあたって物件投下経歴「5」回以上と記載があります。

★：教習実施場所について

教習実施場所について、場所を特定した申請を行いますので別紙1に飛行場所の詳細を記入し様式2と合わせて提出するようお願いいたします。なお、教習実施場所を追加する場合には既に許可・承認を取得している者であつても、再度許可・承認を取得する必要があるため、様式4に飛行する可能性のある者をすべて記載したうえで別紙1に追加する場所の詳細を記入し合わせて提出するようお願いいたします。

★：入所者が防除するにあたって

教習を極了した者が農薬の空中散布を行うために農用地等で飛行を行う際には新たに許可・承認を取得する必要があります。それについて農林水産航空協会の代行申請を希望される場合には、様式1にて代行申請を依頼するようにお願いします。

